

1 訓練促進資金貸付に関する手続一覧

①入学準備金

区分	事項	提出書類	様式
在学中	資金の貸付を受けようとする時 ※決定前には「貸付決定を受けた時」以降の書類を提出しないでください	訓練促進資金貸付申請書(入学準備金) 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し 養成機関合格(入学許可)通知の写し 申請者・連帯保証人の世帯全員の住民票(3か月以内発行のもの、本籍の記載あり、マイナンバーの記載がないもの) 入学から6か月以上経過する時は「在学証明書」を提出する	第1号 — — —
	貸付決定を受けた時 *本会より送付します	誓約書 借用証書(収入印紙を貼付) 振込依頼書(通帳の写しを添付) 申請者・連帯保証人の印鑑証明書	第3号 第4号 第5号 —
	貸付を受けることを辞退する時	辞退届	第12号
	在学中に定期的に提出	毎年4月末日まで:在学証明書 年に1回:就学確認書(4月)	— 第18号
	休学(復学)した時	休学・復学・退学届	第13号
	退学した時	休学・復学・退学届 返還協議書	第13号 第15号
	停学の処分を受けた時	停学・退学処分届	第14号
	退学の処分を受けた時	停学・退学処分届 返還協議書	第14号 第15号
卒業後	卒業した時 (右記のどちらかを提出)	・卒業(修了)届 ・卒業証書または養成機関を修了したことが確認できる書類	第6号 —
	資格の登録をした時	資格登録届 登録証の写し	第7号 —
	資格取得業務に従事し始めた時	業務開始届 採用辞令書または雇用契約書の写し	第8号 —
	業務従事中に定期的に提出	毎年4月末日まで:就業証明書 年に1回:就業確認書(4月)	— 第19号
	卒業年度の資格試験を不受験または不合格で、次年度に再受験する時	返還猶予申請書 受験票の写し	第16号 —
	資格取得後1年以内に取得資格の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる業務(以下「免除対象業務」)に従事しなかった時	返還協議書	第15号
	養成校卒業後も引き続き別の養成校等に在学している時	返還猶予申請書 在学証明書	第16号 —

区分	事項	提出書類	様式
卒業後	引き続き5年以上免除対象業務に従事し、返還の全額免除を希望する時 (※)	返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第17号 第11号
	上記以外で、1年間以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	返還債務免除申請書 返還協議書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第17号 第15号 第10号 第11号
	返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	業務廃止届 返還協議書	第10号 第15号
	返還債務の免除を申請せず、返還を希望する時	返還協議書	第15号
	免除対象業務の事業所等を変更した時	業務従事事業所等変更届 以前の勤務先で従事していたことを証明する書類（業務従事期間証明書） 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し 求職活動報告書（毎月末日まで）	第9号 第11号 — 第24号
その他	死亡・行方不明になった時	死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票を添付してください。	第22号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第20号
	連帯保証人の住所または氏名に変更がある時	連帯保証人住所・氏名等変更届 それを証明する書類（住民票等）	第21号 —
	連帯保証人を変更したい時	連帯保証人変更申請書 連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第23号 —

(※) 詳しくは「2 注意事項 (3) 免除について」を参照

②就職準備金

区分	事項	提出書類	様式
申請時	資金の貸付を受けようとする時 ※決定前には「貸付決定を受けた時」以降の書類を提出しないでください	訓練促進資金貸付申請書(就職準備金) 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し 卒業証書または養成機関を修了したことが確認できる書類の写し 免許・資格試験合格証書(合格通知書)の写し 申請者・連帯保証人の世帯全員の住民票(3か月以内発行のもの、本籍の記載あり、マイナンバーの記載がないもの)	第2号 — — — — —
貸付決定後	貸付決定を受けた時	誓約書 借用証書(収入印紙を貼付) 振込依頼書(通帳の写しを添付) 申請者・連帯保証人の印鑑証明書	第3号 第4号 第5号 —
	資格の登録をした時	資格登録届 登録証の写し	第7号 —
	資格取得業務に従事し始めた時	業務開始届 採用辞令書または雇用契約書の写し	第8号 —
	業務従事中に定期的に提出	毎年4月末日まで：就業証明書 年に1回：就業確認書(4月)	— 第19号
	資格取得後1年以内に登録を受けなかった、若しくは免除対象となる業務(以下「免除対象業務」)に従事しなかった時	返還協議書	第15号
	引き続き5年以上免除対象業務に従事し、返還の全額免除を希望する時(※)	返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第17号 第11号
	上記以外で、1年間以上に免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	返還債務免除申請書 返還協議書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第17号 第15号 第10号 第11号
	訓練促進資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	業務廃止届 返還協議書	第10号 第15号
返還債務の免除を申請せず、返還を希望する時	返還協議書	第15号	

区分	事項	提出書類	様式
	免除対象業務の事業所を変更した時	業務従事事業所等変更届 以前の勤務先で従事していたことを証明する書類（業務従事期間証明書） 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し 求職活動報告書（毎月末日まで）	第9号 第11号 — 第24号
その他	死亡・行方不明になった時	死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票を添付してください。	第22号
	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票の写し、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第20号
	連帯保証人の住所または氏名に変更がある時	連帯保証人 住所・氏名等変更届 それを証明する書類（住民票等）	第21号 —
	連帯保証人を変更したい時	連帯保証人変更申請書 連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第23号 —

(※) 詳しくは「2 注意事項 (3) 免除について」を参照

2 注意事項

(1) 貸付決定番号について

訓練促進資金の貸付決定時に付与する貸付決定番号は、本資金に関するすべての手続きが完了するまで（免除または返還の終了まで）、忘れないようにしてください。

※他の奨学金の決定番号、卒業生番号、取得資格の登録番号などと間違えないよう、注意してください。

(2) 返還免除前の転職等について

養成機関を卒業後、免除対象業務に就業する時は、「業務開始届」（様式第7号）を提出してください。

また、他の事業所に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として前の事業所の退職月から原則1か月以内（求職活動をしている場合は最長12か月以内）に就業する必要があります。1か月以内に就職できない時は、毎月「求職活動報告書」（様式第23号）を提出する必要があります。

<p>(例) 2019年9月15日付けで退職した場合には、2019年10月14日までに次の事業所で業務に従事している必要があります。</p>
--

(3) 返還免除について

養成機関を卒業（修了）し、1年以内に取得資格の登録を行い、静岡県内等において訓練促進資金貸付要綱に規定する「免除対象業務」に従事し、引き続いて5年間就業すれば、返還の免除を受けることができます（免除申請書と所定の添付書類の提出が必要です）。

また、1年間以上引き続いて「免除対象業務」に従事した者は、一部免除を受けられる可能性があります。

（※詳細は貸付要綱第11条を参照してください。）

〈一部免除の計算式〉

$$\text{免除額} = \text{貸付額} \times (\text{就業した年数} / 5 \text{年})$$

※就業期間は資格取得後に就業した期間です。1年未満は切り捨てます。

(4) 就業後の休職等について

就業してから産休、育児休業・介護休暇（職場の規程による）を取る場合は、返還猶予の対象となる可能性があります。

産休、育児休業・介護休暇を取らず退職する場合には、返還の対象となる可能性があります。

雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することができます。

(5) 他の給付金・貸付金との併用について

- ・養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する者及び自立支援教育訓練給付金を受給する者は、当該貸付金（入学準備金）の貸付対象とはなりません。
- ・保育士修学資金貸付事業（保育士）、介護福祉士等修学資金貸付制度（介護福祉士等）を受ける者は、当該貸付金対象とはなりません。

(確認事項)

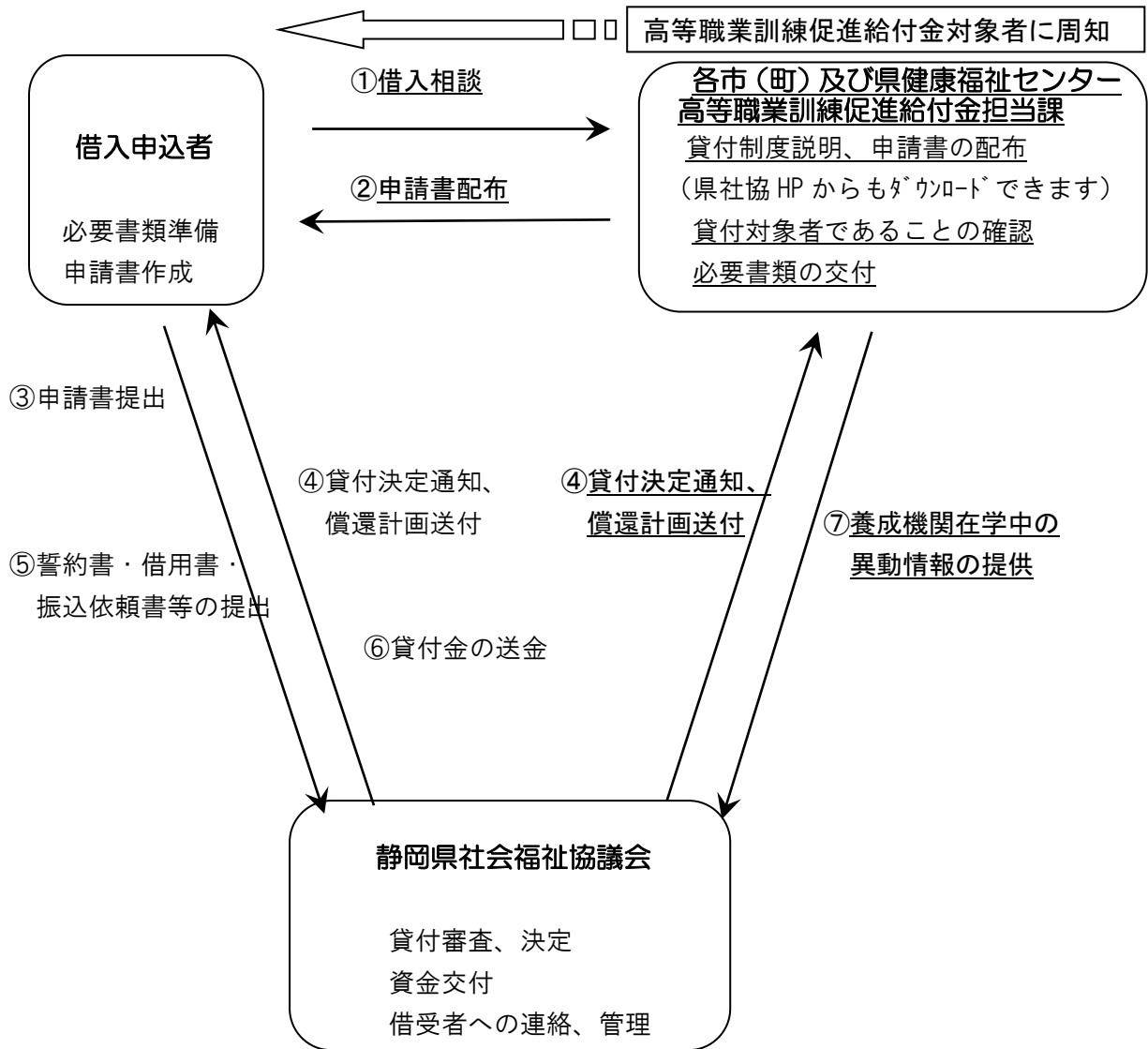
借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届け出ること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

〈高等職業訓練促進資金貸付 フローチャート〉



※申請書は、簡易書留等の確実な方法で送付してください。

普通郵便で送付し、万が一紛失しても、本会では一切の責任は負いかねます。

<訓練促進資金貸付 フローチャート>

